

平成27年度 第8回 政策会議 審議結果

日時：平成28年2月12日（金）17：00～17：45

場所：5階庁議室

【議題】 熊本市建築物耐震改修促進計画の改訂について
市有建築物耐震対策基本方針の改訂について

【提案局】 都市建設局（建築計画課建築物安全推進室）
説明者：永山都市建設局長（福永建築物安全推進室長）

【出席者】 大西市長（中座）、高田副市長、植松副市長、
田雑理事、古庄市長政策総室長、多野総務局長、木下財政局長、
永目市民局長、宮本健康福祉子ども局長、中村環境局長、石櫃
農水商工局長、西島観光文化交流局長、西山消防局長、寺田上
下水道事業管理者、西本交通事業管理者、高田病院事業管理者、
岡教育長

【付議内容】 熊本市建築物耐震改修促進計画（素案）
市有建築物耐震対策基本方針（素案）について確定したい。

【資料】 付議事項調書（様式1）
◇熊本市建築物耐震改修促進計画（素案）【概要版】
◇熊本市建築物耐震改修促進計画（素案）
◇市有建築物耐震対策基本方針（素案）
◇市有建築物耐震化の状況と方針（素案）
◇施設具体名称及び耐震化スケジュール【参考資料】
◇市有建築物耐震化の状況と方針【追加資料1，2，3】
◇政策調整会議内容検討表（様式4）

【審議結果】 ◆一部修正することで了承し、改めて政策会議に報告すること
とした

【議事概要】 ◇熊本市建築物耐震改修促進計画（素案）
市有建築物耐震対策基本方針（素案）について、以下の点に
対応の上、了承した。
①関連計画との整合を図る点について、計画及び方針に統一し
た表記で盛り込むこと。

②計画及び方針について、全体的に丁寧かつ平易な表現とするよう見直すこと。

【審議の経過】 ◇公共施設等総合管理計画との整合性が課題となっているが、耐震に関する計画が途絶えるよりも、今回、本計画及び方針を改訂するほうが望ましいと考える。その上で、公共施設等総合管理計画において存廃の検討対象となりうる施設については、耐震診断の時期をずらすなどの対応を行えばよい。(財政局長)

◇現在、出張所等再編方針を策定中であるが、例えば、東部出張所については、再編後の公民館が防災拠点施設に位置づけられるかどうか耐震化を要するかどうかのポイントとなる。このような点を整理されたうえで進められてはいかがか。(市民局長)

⇒施設の再編にあたっては、耐震対策基本方針が検討材料の一つになると考えており、継続性を保つためにも本基本方針を改訂したいと考えている。(都市建設局次長)

◇耐震化や方針における目標は必要である。しかしながら、現実的に不可能なことや立ち止まって関連計画との整合を図らないといけない場合もある。そのような内容が方針に明記されていれば、本方針を改訂しても構わないと考える。(市長)
⇒注釈は記載されているものの、統一されていない箇所が見受けられる(理事)

⇒表現ぶりもだが、個別施設を位置づけた公表資料には再編の対象となっている東部出張所が記載されている。混乱を招くのではないか。このような点からも、現行計画を2年延長してはどうかと提案した。(市長政策総室長)

⇒施設の耐震化は市の責務であることから、東部出張所再編の結論が整理されるまでの間も、耐震方針は定めておく必要があると考える。また、「まちづくり支援機能強化と出張所等再編方針(素案)」において、「施設の最適化については、市有建築物耐震化対策基本方針との整合を図る」と記載していることから、建物の耐震性能が施設再編の判断材料になると考えており、これらは並行して進めていくべきだと考える。(都市建設局長)

◇「熊本市建築物耐震改修促進計画」と「市有建築物耐震対策基本方針」及び「市有建築物耐震化の現況と方針」の記載が統一されていない箇所があることや、用語の定義が不明瞭な箇所もあり全体的にわかりづらくなっている。

本方針を今年度策定するにあたっては、全体的に記載を分かりやすく整理することですとしたいがよろしいか。また、修正内容については次回の政策会議で報告することとする。（理事）